

健 生 発 0929 第 1 号
7 輸 国 第 2358 号
令 和 7 年 9 月 29 日

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長
厚生労働省各地方厚生局長
農林水産省各地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

厚 生 労 働 省 健 康 ・ 生 活 衛 生 局 長
(公 印 省 略)
農 林 水 産 省 輸 出 ・ 国 際 局 長
(公 印 省 略)

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の一部改正
について

台湾向けに輸出する缶詰家きん肉製品については、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」（令和2年4月1日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定。以下「手続規程」という。）の別紙 TW-A2「台湾向け輸出乳、乳製品、殻付き家きん卵、卵製品及び缶詰家きん肉製品の取扱要綱」に基づき取り扱われているところです。

今般、手続規程について下記のとおり改正を行いましたので、御了知の上、対応方よろしく申し上げます。

なお、改正後の別紙様式1－2及び別紙様式4については、令和7年10月1日以降に発行する衛生証明書から使用するよう申し上げます。

以上、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願いします。

記

別紙 TW-A2 について下記の改正を行ったこと。

- (1) 本文4「その他」に、令和7年10月1日以降は、別添4の施設リストに掲載の施設からのみ輸出ができ、リスト外の施設からの輸出を希望する場合は、台湾当局との協議を要するため、厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課まで連絡する旨を追記。
- (2) 別添4（台湾向け缶詰家きん肉製品の輸出可能な施設リスト）を新たに追加。
- (3) 別紙様式1－2（台湾向け缶詰家きん肉製品の衛生証明書の発行申請書）から「営業許可番号」、「営業許可年月日」、「営業許可期限」の行を削除し、「登録番号」の行を追加。
- (4) 別紙様式4（衛生証明書様式）から「3. License number（許可番号）」、「4. Approved date（許可年月日）」、「5. Validity date（許可期限）」の行を削除し、「3. Registered number（登録番号）」を追加。
- (5) その他所要の改正。